

地域医療に貢献する医師を育てます

医学生向け 奨学金制度 スタート

JCHO 神戸中央病院



対象者

日本国内の大学の医学部医学科に在籍し、将来 JCHO 神戸中央病院において初期臨床研修及び専攻医として所定の期間の研修を受ける意思のある方

奨学金の額

月額**20万円**

貸与期間

医学部医学科5年生4月から6年生3月までの2年間

返還免除

JCHO 神戸中央病院において初期研修と専攻医研修を通算し3年以上の勤務で全額返還免除

募集開始

令和7年2月(予定)

JCHOは
医学生のキャリアを応援します

- **内科(総合、血液、腎臓、糖尿、循環器、呼吸器、消化器、脳神経)、外科、整形外科、脳神経外科**を専攻される方を募集します。
- JCHO 神戸中央病院で初期研修(関係大学のたすきがけを含む)を受けたのち、専攻医として勤務し、通算3年以上勤務すれば返還免除されます。
- 研修中のライフイベントや留学などにより病院勤務を一時中断する場合、返還免除に通算される期間は、初期臨床研修修了後、最長15年まで延長可能です。

〔詳細はこちらまで〕

JCHO 神戸中央病院

総務企画課 奨学金担当

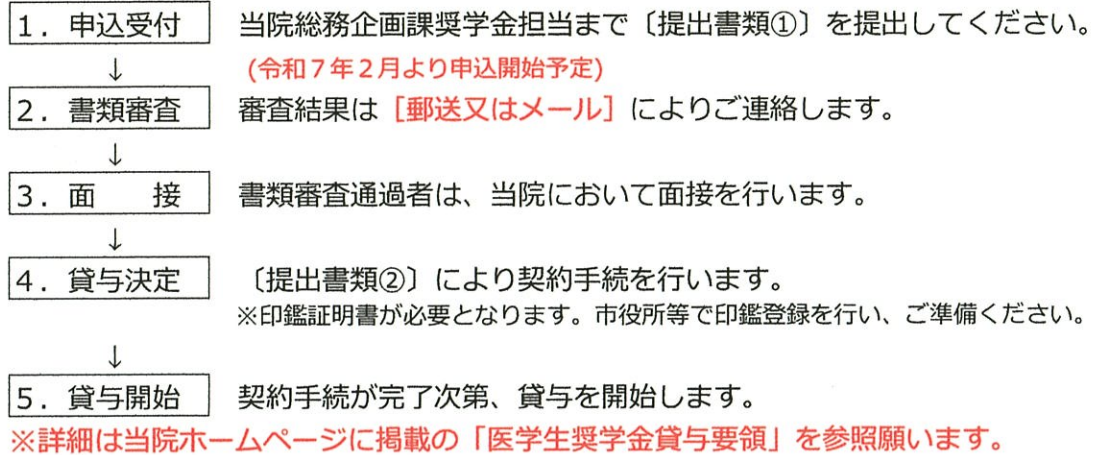
078-594-2211

main@kobe.jcho.go.jp

【主な注意事項】・連帯保証人を立てる必要があります。
・他の団体に従事することを条件とした奨学金貸与制度等を利用している方は対象外です。

医学生奨学金制度にかかる諸手続について

◆ 申込～貸与開始までの流れ ◆



◆ 手続に必要な書類について ◆

〔提出書類①：申込時〕

- ◇ 奨学金貸与申請書（ホームページからダウンロードできます）
- ◇ 履歴書（写真貼付）
- ◇ 大学の在学証明書
- ◇ 成績証明書
- ◇ 健康診断書（在学する学校発行のものでも可）

〔提出書類②：貸与決定後〕

- ◇ 奨学生誓約書
- ◇ 奨学金貸与契約書（連帯保証人1名、印鑑証明書が必要）
※貸与年数・総額に応じた印紙による納税が必要です。
- ◇ 奨学金振込口座申請書

【就学中の留意事項について】

○就学状況等の把握のため、年に1回程度、当院にお越しいただき面接を行います。

【返還について】

○下記項目に該当する場合、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額に年10%の利息を付した額(部分免除が適用される場合はその額を減じた額)を一括して返還しなければなりません。

(大学在学中)

- ・就学態度や成績に問題があり奨学生とすることが適当でないと判断されたとき
- ・奨学生を辞退したとき

(大学卒業後)

- ・あらかじめ指定された診療科以外を専攻したとき
- ・大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- ・返還免除の対象となる勤務期間を満たさずに退職するとき
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則に著しい違反行為があったとき

令和7年度 地域医療機能推進機構（JCHO）神戸中央病院

医学生（5～6年）に対する奨学金貸与者募集について

医学生奨学金貸与制度は、医学を専攻され、将来、JCHO 神戸中央病院において医師の業務に従事しようとする方に対し、修学に要する資金を貸与することにより、医師の確保を図り、地域の急性期中核病院として医療の提供を充実させることを目的に創設しました。

貸与期間に対応した期間、JCHO 神戸中央病院に勤務された場合は、奨学金の返還が免除されます。

貸与する者の条件	以下の総ての要件を備えている方 ①令和7年4月1日時点で大学の医学部に在学しているもの ②医師免許取得後、JCHO 神戸中央病院で初期臨床研修（たすきがけも含める）を受ける意思のあるもの ③初期研修終了後、当院で下記の指定診療科において専攻医の研修を1年以上受ける意思のあるもの
指定診療科	内科（総合、血液、腎臓、糖尿、循環器、呼吸器、消化器、脳神経）、外科、整形外科、脳神経外科
貸与する金額	5年生4月から6年生3月まで2年間、月額200,000円
貸与期間	2年間
返還の免除	貸与学生は大学を卒業し、医師免許取得後、初期研修を含めて貸与期間2年に1.5を乗じた期間として3年間、JCHO 神戸中央病院に勤務した場合、奨学金の返還を免除する。
返還	奨学金の辞退等により貸与決定が取り消された場合、医師免許取得後、JCHO 神戸中央病院にて貸与相当期間勤務しない場合は、貸付金を返還しなければならない。

*奨学金の貸与条件、返還免除および返還についての詳細は神戸中央病院医学生奨学金貸与要領を参照のこと

独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院医学生奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は独立行政法人地域医療機能推進機構医学生奨学金貸与規程（以下「貸与規程」という。）第17条に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院（以下「神戸中央病院」という。）に必要な医師を確保するため、日本国内の大学の医学部医学科に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

- 第2条 奨学金貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。
- 一 日本国内の大学の医学部医学科の5年生以上に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者
 - 二 神戸中央病院が指定する診療科(内科(総合、血液、腎臓、糖尿、循環器、呼吸器、消化器、脳神経)、外科、整形外科、脳神経外科)を希望する者で、医師免許取得後、神戸中央病院で、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」)(関係する大学のたすきがけを含む)を終了し、将来、神戸中央病院において常勤職員として勤務することを希望する者
 - 2 他の団体で従事することを条件とした奨学金貸与制度等を利用していない者。
 - 3 就学状況把握のため、年1回程度、神戸中央病院院長(以下「院長」という)と面談を行い、その際に成績証明書を提出するものとする。

(貸与申請)

- 第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、院長に対し奨学金貸与申請書(様式第1号)に次号に掲げるものを添付のうえ申請するものとする。
- 一 履歴書(写真貼付)
 - 二 大学の在学証明書
 - 三 成績証明書
 - 四 健康診断書(在学する学校発行のものでも可)

(奨学生の決定)

- 第4条 院長は、面接の前に前条に規定する書類により審査を行い、審査の結果は郵送により通知するものとする。
- 2 前項の書類選考を通過した者は院長の面接により、奨学金を貸与する者(以下「奨学生」という。)を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書(様式第2号)を発行するものとする。
 - 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書(様式第3号)並びに医学生奨学金貸与契約書(要領様式第2号)を提出しなければならない。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

- 第5条 奨学生の人数は、各卒業年度2名を限度とする。
- 2 奨学金の額は、奨学生1名につき月額20万円とする。

- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から大学を卒業する年度までの修業年限とし、原則5年生から2年間とする。
- 4 年度の途中で貸与申請の希望がある場合は、年度の途中からの貸与を可能とする。
- 5 前項の貸与の開始月は、前条第3項の契約を締結する日の属する月以降とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、院長が必要と認める場合は、契約を締結する日に属する年度から遡及して貸与することができる。

(貸与期間中の休学の取扱い)

第6条 前条第3項及び第4項の貸与期間中に、やむを得ない理由により休学する場合、奨学金の貸与は休止するものとする。

- 2 前項のやむを得ない理由とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 本人の病気、事故、被災等による入院
 - 二 2親等以内の親族等の病気、事故、被災又は要介護状態による介護
 - 三 その他院長が認める場合

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金の貸与方法は、毎月20日に奨学生が指定する銀行口座に振り込むものとする。

- 2 奨学金の利息の額は、貸与を開始した日の属する月の翌月から貸与期間を満了した日の属する月(第9条に該当する場合には、奨学生の資格を取り消された日の属する月)までの月数に応じ、貸与された奨学金の全額に年10%の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 第5条第6項の場合における利息の額は、遡及して貸与した月を貸与を開始した日の属する月と見なして計算した額とする。
- 4 前条に規定する休学した場合における、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間に係る奨学金の利息の額については、第二項の規定は適用しない。
- 5 第11条第2項の規定により返還の債務を免除する場合における免除する利息の額は奨学金の利息の額を貸与期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。

(保証人)

第8条 奨学生は、支払い能力を持ち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格取り消し)

第9条 院長は、奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 新たな学年に進級できないとき。
- 二 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断したとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学生が医師免許取得後、神戸中央病院において、神戸中央病院があらかじめ指定した診療科の常勤職員として第5条に定める貸与期間相当の期間に1.5を乗じて得た期間(以下「返還債務免除勤務期間」という。)勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、院長は、1.5年の勤務につき1年分の奨学金の返還の債務を免除するものとする。なお、1.5年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。

3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは奨学生又はその家族と協議のうえ適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部を免除することができる。

4 院長は前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、本人及び連絡保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

5 前4項の規定により返還を免除する債務は第5条第2項に定める奨学金の元金及び第7条第2項に定める利息とし、併せて免除するものとする。

(返還債務免除勤務期間の通算)

第12条 次に掲げる期間は、返還債務免除勤務期間に通算する。

- 一 初期臨床研修期間中、神戸中央病院において勤務した期間
- 二 一般社団法人日本専門医機構が認定するプログラム(以下「専門研修」という。)期間中、神戸中央病院において勤務した期間

2 奨学生は、初期臨床研修終了後の翌月から起算して15年以内(第14条に掲げる一時中断期間を含む)に返還債務免除勤務期間を終えることとする。

(返還債務免除勤務期間の一時中断)

第13条 院長は独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則(平成26年規程第17号、以下「就業規則」という)に規定する次に掲げる休業等を取得し、1か月以上継続する期間業務に従事できない場合及びその他院長が必要と認めた場合で奨学生と協議のうえ適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

- 一 就業規則第54条第6号に規定する女性職員の出産
- 二 就業規則第55条に規定する病気休暇
- 三 就業規則第65条に規定する育児休業
- 四 就業規則第68条に規定する介護休業
- 五 就業規則第69条に規定する自己啓発等休業

2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

(返還)

- 第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額に第7条第2項の利息を付した額(第11条第2項又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額)を一括で返還しなければならない。
- 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき
 - 二 神戸中央病院があらかじめ指定した診療科以外を専攻したとき
 - 三 原則として、大学を卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
 - 四 返還債務免除勤務期間を満たさず退職したとき
 - 五 地域医療機能推進機構の就業規則に著しい違反行為があったとき
- 2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに奨学生及び連帯保証人は、分割返済にかかる債務弁済契約書(要領様式第3号)を作成するものとする。
- 3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程(平成26年規定第61号。以下「会計規程」という。)第24条の規定に基づいて算定した延納利息を徴収するものとする。

(延滞金)

- 第15条 院長は、奨学生が、前条第1項に規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、会計規程第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(紛争対応)

- 第16条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

(その他)

- 第17条 奨学金の貸与に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、会計規程、その他地域医療機能推進機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、令和6年9月6日から施行する。